

# 厳罰化に関する基礎データ

---

## (1) 改正建築基準法・建築士法(平成19年6月20日施行)による罰則強化について

### <主な罰則の引き上げについて>

法律名	違反内容	改正前(括弧内は対法人)	改正後(括弧内は対法人)
建築基準法	建築物の是正命令、 工事施行停止命令等違反	懲役1年/罰金300万円 (罰金1億円※)	懲役3年/罰金300万円 (罰金1億円※)
	構造耐力に係る基準(小規模建築物に係る ものを除く。)など重大な実体規定違反の設計等	罰金50万円(罰金50万円)	懲役3年/罰金300万円 (罰金1億円※)
	建築確認、完了検査、中間検査 に関する違反	罰金30、50万円 (罰金30、50万円)	懲役1年/罰金100万円 (罰金100万円)
建築士法	建築士・建築士事務所の名義貸し、 建築士による構造安全性の虚偽証明	なし	懲役1年/罰金100万円 (罰金100万円)

※ 学校、病院、共同住宅等の特殊建築物等に係るものに限る。

(参考)改正後の罰則が適用された事例について、把握しているものはない。

## (2) 他法令との比較について

### ① 建築基準法

#### <確認等の違反に対する罰則> 建築主、設置者等を対象

法律名	違反内容	罰則(括弧内は対法人)	併科
<b>建築基準法</b>	<b>無確認工事</b>	<b>懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)</b>	×
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設の無許可設置	懲役5年/罰金1000万円(罰金1000万円)	○
電気事業法	原子力発電工作物の無認可設置	懲役3年/罰金300万円(罰金3億円)	○
	上以外の無認可設置	罰金300万円(罰金300万円)	—
熱供給事業法	熱供給事業の無許可営業	懲役3年/罰金300万円(罰金300万円)	○
	導管の無届出工事	罰金30万円(罰金30万円)	—
ガス事業法	ガス事業の無許可営業	懲役3年/罰金300万円(罰金300万円)	○
	ガス工作物の無届出工事	罰金30万円(罰金30万円)	—
火薬類取締法	火薬類の製造の業の無許可営業	懲役3年/罰金100万円(罰金100万円)	○
	火薬庫の無許可設置	懲役1年/罰金50万円(罰金50万円)	○
高圧ガス保安法	高圧ガスの無許可製造	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	○
	無許可の貯蔵所での高圧ガスの貯蔵	懲役6月/罰金50万円(罰金50万円)	○
消防法	製造所等の無許可設置	懲役6月/罰金50万円(罰金50万円)	○
宅地造成等規制法	無許可の宅地造成工事	懲役6月/罰金30万円(罰金30万円)	×

### ＜施設等の技術基準違反に対する罰則＞ 設計者等を対象

法律名	違反内容	罰則(括弧内は対法人)	併科
建築基準法	構造耐力に係る基準(小規模建築物に係るものを除く。)など重大な実体規定違反の設計等	懲役3年/罰金300万円(罰金1億円※)	×
消防法	映写室の構造等の技術基準違反	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	○
宅地造成等規制法	宅地造成工事の技術基準違反の設計等	懲役6月/罰金30万円(罰金30万円)	×

※ 学校、病院、共同住宅等の特殊建築物等に係るものに限る。

### ＜技術基準違反の施設等への是正命令等違反に対する罰則＞ 建築主、設置者等を対象

法律名	違反内容	罰則(括弧内は対法人)	併科	
建築基準法	建築物の是正命令、工事施工停止命令等違反	懲役3年/罰金300万円(罰金1億円※)	×	
電気事業法	技術基準(構造等)違反の施設等への改善命令違反	原子力発電工作物	懲役3年/罰金300万円(罰金3億円)	○
		上以外	罰金300万円(罰金300万円)	—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物処理施設	懲役3年/罰金300万円(罰金300万円)	○
ガス事業法		ガス工作物	罰金100万円(罰金100万円)	—
熱供給事業法		熱供給施設等	罰金100万円(罰金100万円)	—
火薬類取締法	技術基準(構造等)違反の施設等への修理等命令違反により受けた許可取消、事業停止命令(消防法にあっては、使用停止命令)への違反	製造施設・火薬庫	懲役3年/罰金100万円(罰金300万円)	○
高圧ガス保安法		第一種製造施設	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	○
		第二種製造施設等	懲役6月/罰金50万円(罰金50万円)	○
消防法	製造所等	懲役6月/罰金50万円(罰金50万円)	○	
	防火対象物の改修等命令違反	懲役2年/罰金200万円(罰金1億円)	○	
宅地造成等規制法	工事又は宅地に対する是正命令違反	懲役1年/罰金50万円(罰金50万円)	×	

※ 学校、病院、共同住宅等の特殊建築物等に係るものに限る。

## ② 建築士法

## &lt;主な罰則&gt;

資格名	違反内容	罰則(括弧内は対法人)	併科
建築士	無資格業務	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	×
	業務停止命令違反		
	名義貸し、構造安全性の虚偽証明		
医師・歯科医師	無資格業務	懲役3年/罰金100万円	○
	業務停止命令違反	懲役1年/罰金50万円	○
	無診察での診断書等交付	罰金50万円	—
弁護士	無資格業務	懲役2年/罰金300万円(罰金300万円)	×
公認会計士	無資格業務	懲役2年/罰金200万円(罰金200万円)	×
税理士	無資格業務	懲役2年/罰金100万円(罰金100万円)	×
	業務停止命令違反	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	×
不動産鑑定士	無資格業務	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	○
	業務停止命令違反		○
弁理士	無資格業務	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	×
	業務停止命令違反		×
行政書士・司法書士	無資格業務	懲役1年/罰金100万円(罰金100万円)	×

# 建築士に対する懲戒処分の強化(H19.6改正法)

平成19年6月の改正建築士法の施行により、建築士に対する懲戒処分等が強化されている。

## (1) 建築士の欠格事由の強化

	改正前	改正後
<b>○絶対的欠格事由</b> (建築士免許を与えない者) (建築士法第7条)	①懲戒処分により免許を取り消され <u>2年を経過しない者</u>	①禁固以上の刑の執行が終わった日から5年を経過しない者 ②建築士法、建築基準法等の違反により罰金刑に処せられ5年を経過しない者 ③懲戒処分等により免許を取り消され5年を経過しない者 ④懲戒処分による業務停止の期間中に、本人の免許取消し申請により、その免許が取り消され、まだその期間を経過しない者
<b>○相対的欠格事由</b> (建築士免許を与えないことができる者) (建築士法第8条)	①禁固以上の刑に処せられた者 ②建築士法、建築基準法等の違反により罰金刑に処せられた者 ③懲戒処分により免許を取り消され5年を経過しない者	①禁固以上の刑に処せられた者 * ②建築士法、建築基準法等の違反により罰金刑に処せられた者 * * : 絶対的欠格事由に該当する者を除く

## (2) 懲戒処分の公表

建築士に対して懲戒処分を行った場合には、処分を受けた建築士の氏名、処分の内容、処分の原因となった事実について公告しなければならない。(建築士法第10条第5項)

## (3) 建築士名簿の閲覧

建築士名簿を一般の閲覧に供することにより、建築士の氏名、処分歴等を確認することができる。(建築士法第6条第2項、同法施行規則第3条)

## ○各資格における絶対的欠格事由及び業務停止期間の比較

	絶対的欠格事由			業務停止期間(最長)
	禁固	関係法令違反による罰金	免許取消し	
建築士	5年	5年	5年	1年
医師・歯科医師	— (相対的欠格事由のみ)		5年	3年
公認会計士	3年(5年)	—	5年	2年
弁護士	10年※	—	3年	2年
弁理士	10年※	5年又は3年	3年	2年
税理士	3年(5年)	3年	3年	1年
行政書士	3年	—	3年	2年
司法書士	3年	—	3年	2年
不動産鑑定士	3年	—	3年	1年
水先人	5年	—	5年	2年
社会保険労務士	3年	3年	3年	1年

( )内は、関係法令に違反した場合

※ 刑法第34条の2による。(禁錮以上の刑の執行を終わった者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは効力を失う。)

# 一級建築士の処分基準の強化

懲戒事由	処分内容	
	改正前	改正後 (H19.5.31改正)
1 禁錮以上の刑に処せられた場合	業務停止(刑期の1/6) ～免許取消	<b>免許取消</b> (絶対的欠格事由(5年間))
2 建築物の建築等に関し罰金刑に処せられた場合	— (違反設計等による処分)	<b>免許取消</b> (絶対的欠格事由(5年間))
3 違反設計		
a 建築物の倒壊・破損等の発生に繋がるおそれのある場合(耐震強度不足)	業務停止3月 (ただし、建築物の倒壊・破損等が生じた場合は業務停止3月～免許取消)	<b>業務停止6月</b> <b>～業務停止12月</b>
b その他の場合		業務停止3月
4 名義貸し	業務停止3月	業務停止3月
5 違反行為の指示等	—	<b>業務停止3月</b>
6 信用失墜行為	—	<b>業務停止1月</b>

注:・赤字は改正部分

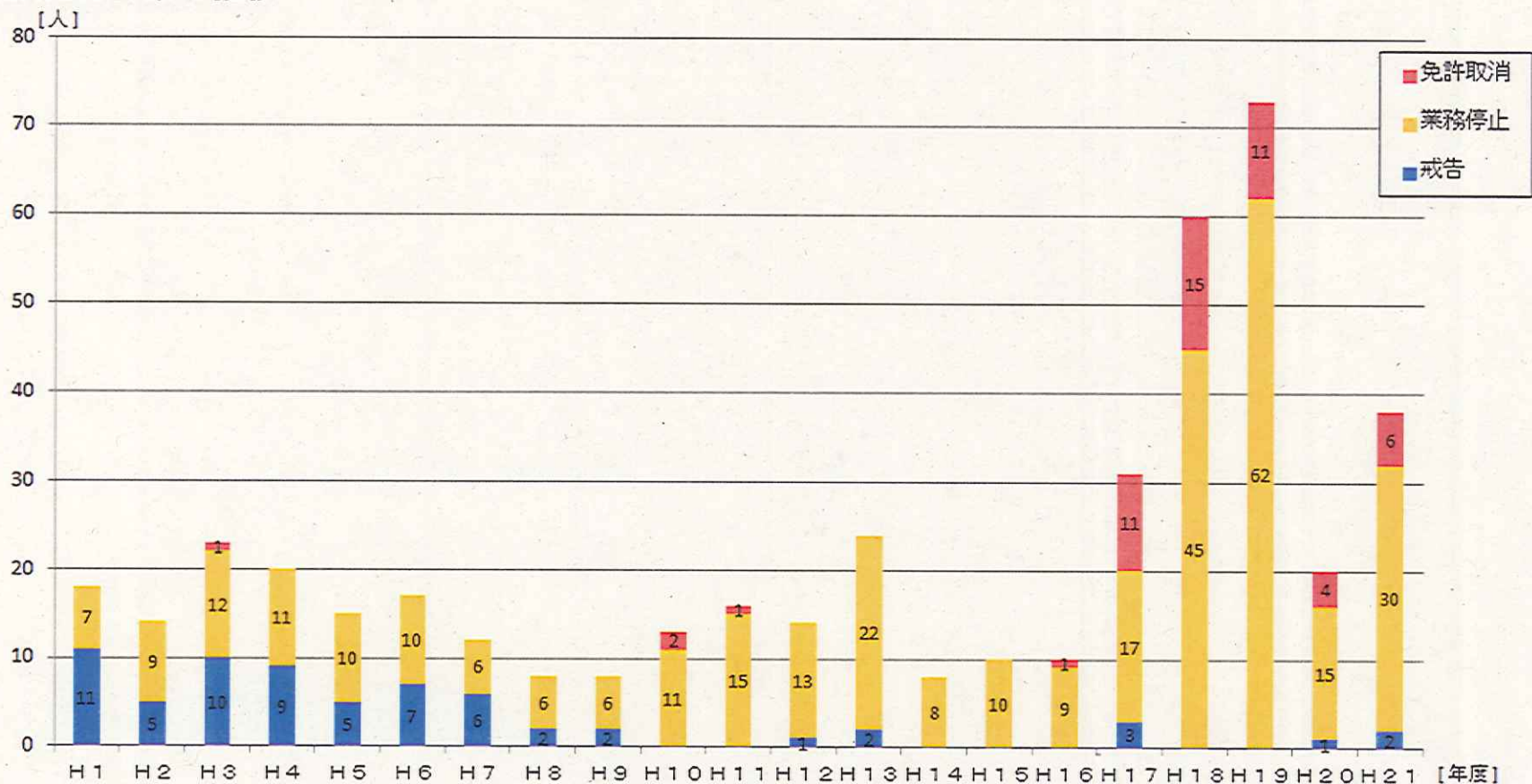
- ・改正後1,2は建築士法9条に基づき免許を取り消さなければならない。その他は建築士法10条による懲戒処分の基準
- ・処分を行うべき2以上の行為について併せて処分を行う場合(複数物件で違反設計を行った場合等)は、最も重い懲戒事由に加重する

# 一級建築士の懲戒処分の状況

(単位:人)

年 度	H1~H16 (平均)	H17	H18	H19	H20	H21
免許取消	0.31	11	15	11	4	6
業務停止	10.3	17	45	62	15	30
戒告	3.75	3	0	0	1	2
合計	14.36	31	60	73	20	38

○懲戒処分件数の推移





# 一級建築士の懲戒処分(平成21年度)の内容

処分の内容	根拠法令 (1号2号の別)	処分の原因となる事実の概要	処分建築士数
免許取消	1号	違反設計(構造関係)(13物件)	1
	1号	違反設計(構造関係)(13物件)	1
	2号	不適切な設計への関与(20物件)	1
	2号	不適切な設計(22物件)	1
	2号	虚偽の確認通知書等の作成又は同行使(7物件) *過去に3月以上の業務停止を受けていたにもかかわらず、再度懲戒事由に該当する行為を行った。	1
	2号	虚偽の確認通知書等の作成又は同行使等(1物件) *過去に3月以上の業務停止を受けていたにもかかわらず、再度懲戒事由に該当する行為を行った。	1
業務停止12月	1号	違反設計(構造関係)(10物件)	1
業務停止9月	1号	違反設計(構造関係)(7物件)	1
業務停止8月	1号	違反設計(構造関係)(1物件)、設計図書の記事・押印不履行、工事監理者欄等虚偽記入	1
業務停止7月	1号	違反設計(防火関係)(1物件)、管理建築士事務所管理不十分	1
	1号・2号	虚偽の確認通知書等の作成又は行使等(1物件)、事務所の帳簿作成・不保持等	1
業務停止4月	2号	不適切な確認申請(4物件)	1
	1号・2号	工事監理不十分(1物件)、無確認着工等容認	1
業務停止3月	2号	不適切な確認申請(3物件)	2
	2号	無確認物件の工事監理実施(3物件)	1
	2号	一級建築士事務所登録通知書の偽造及び行使	1
業務停止2月	2号	不適切な確認申請(2物件)	3
業務停止1月	2号	不適切な確認申請(1物件)	11
	2号	不適切な設計(1物件)	1
	1号	無登録業務	3
	1号	管理建築士事務所管理不履行(1物件)	1
戒告	2号	無確認物件の工事監理実施(1物件)	1
	1号	重要事項説明義務違反	1
合計			38

(注) 根拠法令

建築士法第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

第1号 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき

第2号 業務に関して不誠実な行為をしたとき

2~6 略